



活気ある商店街

商店街個店の活力向上事業募集のお知らせ



魅力ある商店街

商店街の店舗が空き店舗になることを防ぎ、市民生活の向上と商店街の活性化に資することを目的として、個店の活力を回復し、事業継続につながる魅力ある事業を新たに実施する事業者に対して、店舗改装費等の経費の一部を補助します。

【補助対象経費】 店舗改装費、在庫処分費、委託費、広報費

【補助率】 1/2
【補助限度額】 原則 100 万円

【応募期限】
平成 29 年 8 月 4 日 (金)



応募できる方

現在店舗を営業している個人、中小企業（みなし大企業を除く）、商店会、各種団体で、当該年度末までに改装工事等を終え、申請した事業を新たに開始するもの

【主な条件】

- ・市内商店会に加盟している店舗又は今後加盟する店舗のうち、主に飲食、物販、小売、サービス業等
- ・応募申請の日以前に1年以上継続して同一店舗にて同一事業を営んでいること
- ・過去に本事業（商店街第二創業支援事業を含む）による補助金の交付を受けていないこと
- ※その他条件がございます。必ず応募前に募集要項をご確認ください。

補助対象事業

現状の課題解決に向け、有効と認められる新たな事業（住居の改築や単なる改装等は補助対象外）

【事業例】

- ・新たにイートインスペースを設ける、新たにネット販売を始めるといった業態変更
- ・物販店からカフェに転換、青果店から惣菜店に転換といった業種変更
- ・顧客の高齢化に伴う高齢者に優しい店舗づくりのためのバリアフリー化 等

補助対象経費

「店舗改装費」、「在庫処分費」、「委託費」、「広報費」

（使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できるものに限る）

補助率及び補助限度額

補助率：1/2

補助限度額：100万円

※独自性、新規性が極めて高い事業に該当する場合：150万円

その他

ご応募いただいたビジネスプランの選考を行います。

選考を通過できなかった場合、補助金を申請していただくことはできません。

【応募期限】

平成29年8月4日（金）

【選考方法】

書類選考・ヒアリングによる（ヒアリングは対象者のみ）

【選考基準】

「妥当性」、「実施の効果」、「実現可能性」、「収益性」、「ニーズの把握」、「継続性」、「費用の妥当性」、「資金調達の見込み」について評価します。

実施例（28年度）【金沢区・飲食店】

顧客の高齢化により使用頻度が減ってしまった座敷席をテーブル席に改装。

同時に新規顧客等へのPRのため、HPを改修し、タウン誌に広告を掲載しました。



問合せ先

横浜市経済局商業振興課

TEL:045-671-4235 FAX:045-664-9533

<http://www.city.yokohama.lg.jp/keizai/shogyo/syouten/katuryokuup.html>

個店の活力向上事業

検索